



## 市主催イベント・会議等の考え方について（その7）

- 新型コロナウイルス感染症予防対策として対応してきましたが、宮城県において、県内新規感染者が相次いでいるため、7月31日付けで8月末までの方針を示したことから、別紙「県主催イベント・会議等の考え方について」に基本的に準拠し、対応いたします。  
なお、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ適宜見直しを行います。
- これを基本といたしますが、個別の行事については、個別に判断しますのでご注意願います。

## 県主催イベント・会議等の考え方について（案）

令和 2 年 7 月 3 1 日  
宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部

国では、基本的対処方針（令和2年5月25日変更）に基づき、5月25日以降、移行期間として概ね3週間ごと地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってきたが、8月1日以降の催物開催にあたっては、大規模イベント（全国的な移動等）による感染リスクの拡大を踏まえ、8月末までは人数上限を解除しない方針となった。

本県においても、6月中旬以降、新規感染者が相次いでいることから、国の方針等も踏まえ、県主催のイベントや会議等の考え方について、8月末まで以下の方針とする。

なお、以下の考え方については、患者発生状況や国の動向等を踏まえ適宜見直しを行う。

### 1 県主催のイベントについて（式典、講演会、研修会等）

#### 【基本的な考え方】

イベント開催は、「新しい生活様式の定着」を前提とする。

全てのイベントについて、適切な感染防止策が整わないイベントは原則中止又は延期を含め慎重な対応をする。

	収容率※	人数上限※	全国・広域的な人の移動を伴う大規模イベント
屋内	50%以内	原則5000人	原則中止又は延期
屋外	十分な間隔	原則5000人	

※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

※収容率の考え方

必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いる。屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いる。

#### 【開催する場合の留意事項】

- ・ 手洗いの徹底、会場の入り口等にアルコール消毒液を設置
- ・ マスクの着用（夏場は熱中症に十分注意する）・咳エチケットの励行を呼びかける
- ・ こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・ 会場及び入退場時、休憩時間や待合場所等における三密（密閉・密集・密接）を徹底して回避する
- ・ イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける

- ・ 人と人との間隔をできるだけ確保する
- ・ 三密の状態とならないよう入場者の制限や誘導を行う
- ・ 大声での発声，歌唱や声援，又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・ 参加者の名簿を作成し，連絡先等を把握しておく
- ・ 参加者に接触確認アプリの活用を促す
- ・ 参加者に発熱等の症状がある者は参加を控えるよう事前に伝える
- ・ 2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）へ旅行・出張した者には，参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・ 高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける

## 2 県主催の会議（審議会，説明会等）について

- ・ 実施する場合は，規模の縮小や感染予防策を徹底すること。（イベントを開催する場合の留意事項を参照）
- ・ ウェブ会議を積極的に活用すること。

## 3 職員の出張について

- ・ 業務上の必要性を精査した上で，出張時期や方法等を見直すこと。  
（例）打合せについて，可能なものは電話やメールで対応  
出張する職員の人数や出張数を最小限とする
- ・ 業務上出張せざるを得ない場合については，最小限の人数で，混雑時や三密を徹底的に回避するほか，こまめな手洗い，マスクの着用，身体的距離の確保等感染予防策を徹底すること。
- ・ 感染拡大傾向のある地域での行動は慎重にすること。